一湘南敦組ニュース 号外

2022.11.11

県労連 2022 賃金確定闘争 大綱妥結!

11月9日、県労連は県当局との12時間にも及ぶ最終交渉の末、大綱妥結に至りました。

- 月例給は若年層を中心に引上げ!
- 一時金(ボーナス)は全世代、O.1 月分引上げ!
- 地域手当 12.05%に引上げ!

※2023年4月1日より12.09%に引上げ!

• 年内、差額支給へ!!

さらに、

- 臨時的任用職員の年次休暇、大幅拡充!
- 臨時的任用職員 再任用職員 短時間勤務者の休暇制度改善!
- ・定年引上げにかかわる権利拡充(2024 年度~)!

今期、賃金確定闘争は、12時間に及ぶ県当局との交渉の末、人事委員会勧告通り、若年層を中心に月例給引上げ、一時金の 0. 1月引上げ、さらに地域手当の引上げを引き出すことができました。また、諸権利拡充の観点から、長年改善を求めてきた臨時的任用職員の年次休暇については常勤と同様、1暦年につき 20日を取得できるようになるという大幅な改善を勝ちとることができました。その他にも、臨時的任用職員、再任用職員、短時間勤務職員の子の看護休暇や育児休暇の有給化等、さまざまな点で処遇改善がはかられました。

湘南教組としては、今期賃金確定闘争では、この間の学校の現状を訴える中で、月例給の全世代への引上げにならなかったこと、また、2023年度以降の一時金(ボーナス)の成績率の配分の見直し、私傷病休職時の復職調整について、これまでの 1/2 から 1/3 とする等の課題が残ったことも事実です。

みなさんが忙しい中でとりくんだ署名・寄せ書きなど、大きな力になりました。短い期間のとり くみでしたが、ご協力ありがとうございました。今後も学校現場の声を聞く中で、県労連、神教組 を通して労働環境改善に向けてとりくんでいきます。

ともにがんばりましょう!

詳しい交渉結果内容は、次の通りです。

【県労連2022賃金等確定交渉結果】

①基本賃金 一時余

基本給:

初任給から 20 歳台半ばを中心に、30 歳台半ばまでの職員が多く在職する級号給 を引き上げる。(2022年4月に遡って支給)

地域手当を 12.05%に引き上げる。(2022 年4月に遡って支給) ※2023年度以降、地域手当は12.09%とする。

勤勉手当: O. 1月(再任用はO. 05月)引上げ

2022年12月期						
<一般職員>				<再任用職員>		
成績区分等	成績率			计结区八字	成績率	
	現行	2022年12月期		成績区分等	現行	2022年12月期
特に優秀	107.5%	117.5%		優秀	47.75%	52.75%
優秀	100.5%	110.5%		良好	44.25%	49.25%
良好	93.5%	103.5%		良好ではない	41.75%	46.75%
良好ではない	88.5%	98,5%				
2023年4月1日	以降					
<一般職員>				<再任用職員>		
成績区分等	成績率		成績区分等	成績率		
	現行	2023年4月1日以降			現行	2023年4月1日以降
特に優秀	107.5%	116%		優秀	47.75%	50.25%
優秀	100.5%	107%		良好	44.25%	46.75%
良好	93.5%	98%		良好ではない	41.75%	44.25%
良好ではない	88.5%	91%				

②再仟用職 員•臨時的任 用職員の処 遇改善

| 〇臨時的任用職員、任期付職員における通勤手当について、各月の初日に任用が 終了し、引き続き任用される場合、当月分から支給

(2023年4月1日より適用)。

- 〇 隔時的任用職員の年次休暇については、1年に20日、年の途中において新た に臨時的任用職員となった場合は任用期間に応じた日数を取得可能 (2023年4月1日から適用)。
- ○育児短時間勤務職員、再任用職員、臨時的任用職員、短時間勤務職員の子の看護 休暇及び短期介護休暇については、有給に改善(2023年4月1日から適用)。
- ○再任用職員、臨時的任用職員、短時間勤務職員の育児休暇を有給に改善 (2023年4月1日から適用)。
- 〇再仟用職員、臨時的仟用職員、短時間勤務職員ボランティア休暇について、常勤 職員と同様とする。ただし、短時間勤務職員が時間単位で取得した場合の1日 への換算については、1日の勤務時間が最も長い日の勤務時間をもって1日と する(2023年4月1日から適用)。
- ○育児短時間勤務職員のボランティア休暇について、1年に5日の範囲内で取得 できるものとする(2023年4月1日から適用)。

について

③休暇制度 | 〇リフレッシュ休暇について、定年引上げ職員に対して、61歳の年度における最 初の4月1日に2日の職専免を付加(2024年4月1日から適用)。

※2024年4月1日に在職する暫定再任用職員についても同様。